

定 款

株式会社パソナグループ

2008 年 8 月 20 日改定
2009 年 8 月 26 日改定
2013 年 7 月 12 日改定
2013 年 8 月 19 日改定
2015 年 8 月 19 日改定
2017 年 8 月 18 日改定
2020 年 8 月 20 日改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社パソナグループと称し、英文では、Pasona Group Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - (1) 労働者派遣事業
 - (2) 有料職業紹介事業
 - (3) 再就職支援事業
 - (4) 事務処理、経理処理、電子計算機処理その他各種産業上の業務処理請負
 - (5) 各種代行業務
 - (6) 人事労務管理および福利厚生に関する事業
 - (7) 個人および企業における職業適性能力の診断、能力開発に関する教育事業およびコンサルティング業務
 - (8) 企業における人材の採用および雇用に関するコンサルティング業務
 - (9) ITおよびインターネットに関する事業
 - (10) パーソナルコンピュータ、コンピュータシステムおよびコンピュータソフトウェアに関する事業
 - (11) インターネットを利用した各種情報の収集および提供、求人求職情報の企画および開発ならびにそのシステムの運営
 - (12) 広告および宣伝に関する事業
 - (13) 農業に関する事業
 - (14) 企業情報および人材情報に関する書籍、雑誌およびビデオテープの企画製作および販売
 - (15) 各種カルチャー講座の企画および開催
 - (16) 各種イベントおよび舞台公演の企画、運営および主催
 - (17) 前記(1)ないし(16)に付帯する一切の業務
 - (18) その他一切の事業
2. 前号(1)ないし(18)の各事業を自ら営むこと
3. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主および新株予約権者の権利行使に際しての手續等ならびにそれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社に

おいては、これを取り扱わない。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年 5 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役グループ代表、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第23条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第27条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
- 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、

監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第29条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。

2 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

3 当会社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第10期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。